

不法入国・不法滞在

国内の不法滞在者（不法残留者、不法入国者及び不法上陸者）の数は、関係機関による総合的な施策により減少しているものの、平成23年1月現在で約9～10万人とされており、依然として多くの不法滞在者が潜在しています。

警察では、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に実施したところ、23年中における出入国管理及び難民認定法（入管法）違反の送致人員と入管法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計は**3,288人**となりました（暫定値）。



合同摘発の状況(12月、神奈川)

最近の検挙事例では、雇用主が不法滞在者を工場の敷地内に居住させたり、居室の床下や屋根裏等に潜伏場所を確保したりするなど摘発を免れる対策を講じている場合があり、摘発が困難になっています。

警察では、今後とも、関係機関と緊密に連携し、入管法第65条に基づく入国警備官への引渡しを積極的に推進するとともに、文書偽造や偽装結婚、偽装認知、ブローカーが介在する不法滞在助長事犯等の悪質事犯の取締りを強化することとしています。



押収した偽造外国人登録証明書等

精巧に偽造された外国人登録証や査証等を押収しました。これらの偽造証明書等は、外国人が検挙時に所持していたり、外国人の自宅等から捜索によって押収されたりしたものです。

【上】(6月、群馬)

【左下・右下】(8月、愛媛)

